

# JAさがみの確定申告の受付が2月16日から開始!

所得税および復興特別所得税の確定申告の受付が2月16日(金)から、JAさがみの各会場で始まります。みなさんは、もう準備をしていますか? まだ、準備をされていない人も、この誌面を参考に確定申告のポイントを確認して、始めましょう。

領収書や帳簿の整理などをまとめた後で取りかかれば、難しいものではありません。余裕をもって準備し、自主申告を心がけましょう。

JAではパソコンによる電子申告(e-Tax)が利用できます。e-Tax利用可能会場は、各地区運営委員会事務局へお問い合わせください(P.6参照)。e-Tax利用の場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号(または電子証明書が有効期限内の住民基本台帳カード)をご持参ください。なお、ご自宅などでマイナンバーカードをご利用の場合、現在お使いのカードリーダーが対応できない場合がありますので、事前に公的個人認証サービスポータルサイトでご確認ください。

## 1. 確定申告が必要な人とは?

《所得税および復興特別所得税の申告をしなければならない人》

- ①農業所得・不動産所得・一時所得(生命共済・保険等の満期金を受領した場合等)・雑所得(年金等)などの各種の所得金額の合計額が配偶者控除・扶養控除・基礎控除などの所得控除の合計額を超える人
- ②給与所得がある人の場合
  - 給与の収入金額が2,000万円を超える人
  - 給与を1か所から受けていて、かつその給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
  - 給与を2か所以上から受けていて、かつその給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③譲渡所得がある人の場合
  - 土地や建物を売った人(交換を含む)

### ◎年金所得者の申告不要制度

#### 公的年金等を受給しているかたへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

- 所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。
- 確定申告書には、マイナンバーの記載が必要になります。  
マイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類を提示または写しの添付が必要です。
- 確定申告書の作成にあたっては、復興特別所得税の記入を忘れずをお願いします。
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」は、画面の案内に従って金額などを入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができますので、ぜひご利用ください。
- 公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関するくわしいことはお住まいの市区町村にお尋ねください。

《平成29年分において消費税の課税事業者となる個人事業者》

- ①平成27年分の課税売上高が1,000万円を超える事業者
  - ②平成27年分の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、平成28年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
  - ③①、②に該当しない場合で、平成28年1月1日から平成28年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超える事業者
- なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。  
(注)事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

## 2. 申告書の提出期限および税金の納期限

税目	提出期限	納期限	振替納付日
所得税および復興特別所得税	平成30年3月15日(木)	平成30年3月15日(木)	平成30年4月20日(金)
個人事業者の消費税および地方消費税	平成30年4月2日(月)	平成30年4月2日(月)	平成30年4月25日(水)

※3月になると税務署は大変混雑しますので、申告書の提出は早めをお願いします。  
※税務署は通常、土・日・祝日は閉庁日となっていますが、2月18日、2月25日の日曜日に限り、確定申告の相談および申告書の受付を行います。

## 3. 申告にあたっての必要書類

申告書を提出するときは、マイナンバーカードとマイナンバーカードの署名用電子証明書暗証番号、もしくは通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要となります。また、源泉徴収票(給与所得者および年金所得者)の原本のほか申告の内容により、必要な添付書類が異なります。

## 4. 平成29年分確定申告の医療費控除の簡略化について

医療費控除を受けるための手続きが変わりました。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに「**医療費控除の明細書**」の添付が必要となりました。  
(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。  
(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
- ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。  
(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)  
(注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

## 5. 申告の必要書類は早めにモレなく準備しましょう

1年間に生じた所得を正しく計算して申告するためには、収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、また、取引にともない作成したり受け取ったりした書類を保存しておく必要があります。所得控除に必要な書類の中には発行に時間のかかるものもありますので、準備は早めに取りかかりましょう。

確定申告に関する疑問や質問は、お近くの支店や各地区運営委員会事務局(P.6参照)、税務署へお尋ねいただき、間違いのない申告を心がけましょう。

●藤沢税務署  
(藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町)  
☎0466-22-2141

●大和税務署  
(綾瀬市・大和市・座間市・海老名市)  
☎046-262-9411

●鎌倉税務署  
(鎌倉市)  
☎0467-22-5591



# 申告書作成会場の開設日

開設期間	会場	所在地	時間
2月13日(火)~ 3月15日(木) ※土、日を除きます。(注)	鎌倉税務署	鎌倉市佐助1-9-30	【受付】 午前8時30分から (提出は午後5時まで) ※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、午後4時までにお越しください。また、混雑の状況によっては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。
	藤沢税務署	藤沢市朝日町1-11	
2月16日(金)~ 3月15日(木) ※土、日を除きます。(注)	大和税務署	大和市中央5-14-22	【相談】 午前9時から午後5時まで

(注)ただし、2月18日(日)および2月25日(日)は開場します。

- 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していませんのでご了承ください。
- 会場開設日および最終週は、大変な混雑が予想されますのでご了承ください。
- 確定申告期間中は鎌倉税務署・藤沢税務署の駐車場は使用できません。また、大和税務署は駐車場の駐車台数に限りがあり大変混雑致しますので、お車での来署はご遠慮ください。
- 庁舎が狭くレイアウトの都合上、着座できる待合室を設置できません。ご不便をおかけいたしますが、ご了承ください。

## 医療費控除を受けるための手続きが変わりました!

◎平成29年分確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療控除の明細書』の添付が必要となりました。  
(領収書の提出は不要となりました。)

- ※1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
  - ※2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

## 申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

◎平成28年分以降、所得税および復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は税務署へ提出する都度、マイナンバー(個人番号)の記載と、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

- 《本人確認書類の例》
- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
  - ②通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】
- ※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)または②の写しを添付してください。  
※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。

# 平成29年分 所得税確定申告相談日程表

※消費税確定申告相談は、お近くの支店へお問い合わせください。 ※譲渡所得のある人は、事前に税務署、税理士などと相談のうえ、譲渡所得の内訳書を作成しておいてください。

日程	会場(対象地区)	受付時間	対象
2月16日(金)	羽鳥支店 (AM:城・羽鳥・四ツ谷・二ツ家)	AM:9:00~11:00 PM:1:00~ 3:00	青色申告
	六会支店 (PM:台谷・藤大・引地・折戸)		白色申告・青色申告
	善行支店(全地区)		白色申告
2月19日(月)	辻堂支店(東町・北町・南町)		青色申告
	六会支店(今田・亀井野・湘南台・旭・円行)		青色申告
	藤沢支店(陣屋小路・山谷・東町・三共・大鋸)		白色申告・青色申告
2月20日(火)	六会支店(石川・天神町・新田)		青色申告
	御所見支店(打戻・瀬郷・宮原)		白色申告
	鶴沼支店(宿庭・清水・大東・刈田・仲東)		白色申告・青色申告
2月21日(水)	大庭支店(羽根沢・小糸)		白色申告・青色申告
	御所見支店(用田・葛原・菖蒲沢)	白色申告	
	2月22日(木)	辻堂支店 (青色:西町)	白色申告・青色申告
長後支店(上高倉・中高倉・下高倉)		白色申告・青色申告	
遠藤支店(全地区)		青色申告	
2月23日(金)	村岡支店(宮前・小塚・高谷・渡内・柄沢第二)	白色申告・青色申告	
	羽鳥支店 (AM:台谷・藤大・引地・折戸)	白色申告・青色申告	
	長後支店(上合・下長後・長後通)	白色申告・青色申告	
3月 5日(月)	善行支店(全地区)	青色申告	
	大庭支店(北の谷表郷・小ヶ谷)	白色申告・青色申告	
	遠藤支店(西部・北部)	白色申告	
3月 6日(火)	藤沢支店(諏訪ヶ谷・第一諏訪ヶ谷・立石・西富・厚生)	白色申告・青色申告	
	長後支店(全地区)	白色申告・青色申告	
	御所見支店(打戻・宮原)	青色申告	
3月 7日(水)	鶴沼支店(上村・堀川・石新・丸宮・原)	白色申告・青色申告	
	六会支店(西俣野・下土棚・その他全地区)	青色申告	
	遠藤支店(東部・南部)	白色申告	
3月 8日(木)	村岡支店(弥勒寺・川原・川名・柄沢第一)	白色申告・青色申告	
	羽鳥支店(全地区)	白色申告	
	御所見支店(葛原・菖蒲沢)	青色申告	
3月 9日(金)	六会支店(亀井野・石川・新田・旭・その他全地区)	白色申告	
	御所見支店(用田・瀬郷)	青色申告	

日程	会場(対象地区)	受付時間	対象	
2月16日(金)	茅ヶ崎宮農経済センター (AM:赤羽根・香川・高田)	AM:9:00~11:30 PM:1:00~ 3:30	青色申告 (青色申告農業部会員)	
2月19日(月)	小出支店 (AM:芹沢)			白色申告
	PM:堤・下寺尾・行谷)			
2月20日(火)	つるみね支店 (AM:萩園・浜之郷・新田)			
	PM:今宿・松尾・下町屋・中島・柳島・柳島海岸)			
2月21日(水)	つるみね支店 (AM:今宿・松尾・下町屋・中島・柳島・柳島海岸)			
	PM:萩園・浜之郷・新田)			
2月22日(木)	小和田支店 (AM:小桜町・代官町・浜須賀・菱沼・松林・出口町)			
	PM:赤羽根・小和田・浜竹・本宿町・松が丘・緑が浜)			
2月23日(金)	茅ヶ崎支店 (AM:西久保)			
3月 1日(木)	茅ヶ崎宮農経済センター(上記各支店会場に来られない方・全地区)			
3月 2日(金)	茅ヶ崎支店(上記各支店会場に来られない方・全地区)			
3月 5日(月)	小出支店(小出支店管内)			
3月 7日(水)	つるみね支店(つるみね支店管内)			
3月 8日(木)	茅ヶ崎宮農経済センター(鶴ヶ台支店管内)			
3月 9日(金)	小和田支店(小和田支店管内)			
3月12日(月)	南湖支店(南湖支店管内)			
3月13日(火)	茅ヶ崎支店(茅ヶ崎支店・西久保支店管内)			
3月14日(水)	茅ヶ崎支店(予備日)			

日程	会場	受付時間	対象
2月16日(金)	寒川支店	AM:9:30~ 青色個別対応	青色申告
2月20日(火)	寒川支店		
2月21日(水)	倉見支店		
2月22日(木)	倉見支店		
2月26日(月)	寒川支店		
2月27日(火)	寒川支店		
3月 2日(金)	寒川支店		白色申告
3月 7日(水)	寒川支店		
3月 8日(木)	寒川支店		
3月 12日(月)	寒川支店		

●綾瀬地区

●大和地区

●鎌倉地区

●座間地区

●海老名地区

青色申告会会員のみへの対応となりますので、各支店へお問い合わせください。

申告書の作成にあたっては、マイナンバーカード(または住民基本台帳カード)と署名用電子証明書暗証番号もしくは通知カードと運転免許証などの身元確認書類が必要となります。

各地区運営委員会事務局へお気軽に声をかけてください。

- 藤沢地区運営委員会事務局 ☎0466-45-4118
- 茅ヶ崎地区運営委員会事務局 ☎0467-87-0114
- 寒川地区運営委員会事務局 ☎0467-75-6000(寒川支店内)
- 綾瀬地区運営委員会事務局 ☎0467-79-0001(綾瀬支店内)
- 大和地区運営委員会事務局 ☎046-261-5121(大和支店内)
- 鎌倉地区運営委員会事務局 ☎0467-44-3851
- 座間地区運営委員会事務局 ☎046-251-0079
- 海老名地区運営委員会事務局 ☎046-231-1789